

ひょうご脱炭素経営スクール実施委託業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、ひょうご脱炭素経営スクール実施委託業務に係る公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 県内中小事業者等が、脱炭素経営のポイントや省エネ、再エネ導入の実践的手法について学び、行動に繋げるための伴走支援を行うことにより、企業の自主的な脱炭素化への取組を進めて行く。

(定 義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募する者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第4条 県は、プロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) 応募者の資格に関すること。
- (2) 応募手続に関すること。
- (3) 質疑の手続に関すること。
- (4) 応募書類に関すること。
- (5) 応募に要する費用に関すること。
- (6) 当選者の決定方法及び発表に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザル実施に必要な事項

(募集の周知)

第5条 プロポーザルを実施しようとするときは、前条各号に掲げる事項の記者発表を行うことや県ホームページに掲載する等、広く一般に周知するものとする。

(募集期間)

第6条 プロポーザルの募集開始日から起算して14日以上の募集期間を設けるものとする。

(応募書類)

第7条 応募者は、定められた期限までに、応募書類を提出するものとする。

- 2 応募書類の著作権は、応募者に帰属する。
- 3 応募書類は非公開とする。ただし、応募書類の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。
- 4 提出された応募書類は返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 県は、応募者から提出された応募書類を審査し、当選者を選考するため、「ひょうご脱炭素経営スクールに係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を環境部環境政策課に設置する。

- 2 審査委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(審査方法)

第9条 審査は、別に定める「ひょうご脱炭素経営スクールに係る公募型プロポーザル審査方針」によるものとする。

(選考方法)

第10条 県は、審査委員会の審査に基づき、当選者を決定するものとする。

(選定結果の通知)

第11条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第12条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県環境部環境政策課において処理する。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県環境部環境政策課が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月25日から施行する。